

## IV 関係条例、通知等

頁

### 1 条例、規則等関係

- ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年栃木県条例第 43 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成 26 年栃木県規則第 44 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成 18 年栃木県規則第 81 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
- ・ 保育士等の配置に係る特例について(条例の概要)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

### 2 国通知、事務連絡関係

- ・ 平成 26 年 4 月 30 日付け府政共生第 351 号他通知  
「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の告示について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
- ・ 平成 26 年 7 月 2 日付け府政共生 569 号他通知  
「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の公布について(通知)」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
- ・ 平成 26 年 11 月 28 日付け府政共生第 1104 号他通知  
「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(通知)」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
- ・ 平成 26 年 12 月 18 日付け府政共生第 743 号他通知  
「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について(通知)」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
- ・ 平成 27 年 1 月 27 日付け府政共生第 73 号他通知  
「幼保連携型認定こども園園児指導要録について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
- ・ 平成 27 年 2 月 16 日付け府政共生第 96 号他通知  
「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
- ・ 平成 27 年 2 月 13 日付け内閣府他事務連絡  
「子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の取扱い等について(周知)」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
- ・ 平成 27 年 8 月 10 日付け内閣府事務連絡  
「特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備について」・・・・ 149
- ・ 平成 27 年 11 月 19 日付け内閣府事務連絡  
「今冬の幼保連携型認定こども園におけるインフルエンザ総合対策の推進について」・・・・・・・・ 174
- ・ 平成 28 年 1 月 18 日付け府子本第 448 号他通知  
「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」・・・・・・・・・・・・・・・・ 175

### 3 教員免許更新制度関係

- ・ 教員免許更新制の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 184

## 1 条例、規則関係

- ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年栃木県条例第 43 号)

### 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(基準の目的)

第三条 この条例で定める基準は、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(基準の向上)

第四条 知事は、栃木県子ども・子育て審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、この条例で定める基準を超えて、その学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させるよう勧告することができる。

2 県は、この条例で定める基準を常に向上させるよう努めるものとする。

### 第二章 学級の編制に関する基準

第五条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

### 第三章 職員に関する基準

第六条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(以下「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員(以下この項並びに附則第七条、第九条及び第十条において「職員」という。)の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数を合算した数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならず、かつ、園長が専任でない場合は、原則として当該合算した数を一人増加するものとする。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人
備考	
一	この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律

第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項の登録(以下「登録」という。)を受けた者に限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

二 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

- 4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第二十七条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、この限りでない。
- 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
  - 一 副園長又は教頭
  - 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
  - 三 事務職員

#### 第四章 設備に関する基準

(園舎及び園庭)

第七条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 2 園舎は、二階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情があるときは、三階建て以上とすることができる。
- 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下「保育室等」という。)は、一階に設けるものとする。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を二階以上の階に設けることができる。
- 4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- 6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
  - 一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
一学級	百八十平方メートル
二学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積

二 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

- 7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第八条 園舎には、次に掲げる設備(第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育

室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ相互に兼ねることができる。

- 一 職員室
- 二 乳児室又はほふく室
- 三 保育室
- 四 遊戯室
- 五 保健室
- 六 調理室
- 七 便所
- 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

- 2 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下ってはならない。
- 3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第二十七条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
  - 一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
  - 二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
  - 三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 7 第一項各号に掲げるもののほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
  - 一 放送聴取設備
  - 二 映写設備
  - 三 水遊び場
  - 四 園児清浄用設備
  - 五 図書室
  - 六 会議室

(園具及び教具)

第九条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

## 第五章 運営に関する基準

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第十条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、三十九週を下ってはならないこと。
- 二 教育に係る標準的な一日当たりの時間(以下「教育時間」という。)は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。次項において同じ。)は、一日につき八時間を原則とすること。

2 前項第三号の教育及び保育の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第十一条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし、当該地域において実施することが必要と認められるものを保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。この場合において、幼保連携型認定こども園は、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第十二条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

## 第六章 設備及び運営に関するその他の基準

(履修困難な教科についての配慮)

第十三条 園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科(国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育をいう。)は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(基準と幼保連携型認定こども園)

第十四条 幼保連携型認定こども園は、この条例で定める基準を超えて、常にその学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 この条例で定める基準を超える幼保連携型認定こども園においては、当該基準を理由として、その学級の編制、職員、設備又は運営の水準を低下させてはならない。

(幼保連携型認定こども園の一般原則)

第十五条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、その運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園には、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(非常災害対策)

第十六条 幼保連携型認定こども園は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、法第二十七条において準用する学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十七条の計画(以下「安全計画」という。)及び同法第二十九条第一項に規定する危険等発生時対処要領(以下「危険等発生時対処要領」という。)において、周辺の地域の環境及び園児の特性等を踏まえた園児の安全の確保のための体制及び避難の方法等を具体的に定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、安全計画及び危険等発生時対処要領に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに園児の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、園児等に周知しなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

- 4 幼保連携型認定こども園は、前項の訓練のうち避難及び消火の訓練は、毎月一回以上行わなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園は、安全計画及び危険等発生時対処要領を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(幼保連携型認定こども園の職員の知識及び技能の向上等)

第十七条 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽さんに励み、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)

第十八条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を、他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねさせることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)

第十九条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を、他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねさせることができる。ただし、保育室等については、この限りでない。

(園児を平等に取り扱う原則)

第二十条 幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用負担の有無によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第二十一条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第二十二条 園長は、児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(人権の擁護等に関する措置)

第二十三条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(食事)

第二十四条 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法(第十九条の規定により当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項に定めるもののほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(秘密保持等)

第二十五条 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十六条 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援について、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(幼保連携型認定こども園の設備の基準の特例)

第二十七条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、第二十四条第一項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満三歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

一 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が衛生面、栄養面等に関し業務上必要な注意義務を果たし得る体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる等栄養士による必要な配慮が行われること。

三 当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に関し調理業務を適切に遂行できる能力を有する者を調理業務の受託者とする事。

四 園児の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができること。

五 食を通じた園児の健全な育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じ、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(保護者との連絡)

第二十八条 園長は、園児の保護者と常に密接に連絡をとり、教育及び保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(位置等)

第二十九条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

## 第七章 雑則

(規則への委任)

第三十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。)の施行の日から施行す

る。

(施行の日=平成二七年四月一日)

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

第二条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年間は、第六条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である法第三条第三項に規定する幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。以下同じ。)の職員配置については、なお従前の例による。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第七条から第九条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

第三条 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第六条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「有し、かつ、」とあるのは、「有する者又は」とする。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第四条 施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る園庭の面積は、第七条第七項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

2 前項の当該幼保連携型認定こども園に係る園舎に備えるべき次の各号に掲げる設備の面積は、第八条第六項の規定にかかわらず、当分の間、当該各号に定める面積以上とする。

一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

第五条 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る園舎の面積は、第七条第六項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 一・九八平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める面積

イ 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

ロ ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積



ハ 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

2 前項の当該幼保連携型認定子ども園に係る園庭の面積は、第七条第七項の規定にかかわらず、当分の間、三・三平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積以上とする。

第六条 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定子ども園を設置する場合における当該幼保連携型認定子ども園であつて、当該幼保連携型認定子ども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第七条第七項第一号の面積以上のものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定子ども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(幼保連携型認定子ども園の職員の数等に係る特例)

第七条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第六条第三項本文の規定により置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、同項ただし書の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

第八条 第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第九条 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定子ども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合は、第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第十条 前二条の規定により第六条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

- ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 26 年栃木県規則第 44 号）

（趣旨）

第一条 この規則は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年栃木県条例第四十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設備の基準）

第二条 条例第七条第三項ただし書の規則で定める基準は、保育室等を、二階に設ける場合にあつては第一号、第二号及び第六号、三階以上の階に設ける場合にあつては第二号から第八号までに掲げる基準とする。

- 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。
- 二 保育室等を設ける次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる設備が一以上設けられていること。

階	区分	設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百三十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とはバルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡

		<p>することとし、かつ、同項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階</p>
--	--	--

三 前号に掲げる設備を避難上有効な位置に設け、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けること。

四 調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。)以外の部分と当該調理室の部分とを建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画すること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けること。

イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものを設けること。

ロ 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置を設け、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置を講じること。

五 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

六 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止するための設備を設けること。

七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報するための設備を設けること。

八 カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理を施されたものを使用していること。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第二条の規定の適用については、当分の間、同条中「第一号、第二号及び第六号」とあるのは、「園舎が耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えることを基準とし」とする。

3 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第二条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「耐火建築物」とあるのは、「耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)」とする。

- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成 18 年栃木県規則第 81 号)  
(趣旨)

第一条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成二十六年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第二号。以下「規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第二条 法第四条第一項の認定の申請は、認定こども園認定申請書(別記様式第一号)によるものとする。

第三条 削除

(設置等の認可の申請)

第四条 法第十七条第一項の設置の認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書(別記様式第三号)によるものとする。

2 法第十七条第一項の廃止又は休止の認可の申請は、幼保連携型認定こども園廃止(休止)認可申請書(別記様式第四号)によるものとする。

3 法第十七条第一項の設置者の変更の認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書(別記様式第五号)によるものとする。

(変更の届出)

第五条 認定こども園(法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設に限る。)に係る法第二十九条第一項の規定による届出は、認定こども園変更届(別記様式第六号)により行うものとする。

2 幼保連携型認定こども園に係る法第二十九条第一項又は規則第十五条第二項の規定による届出は、幼保連携型認定こども園変更届(別記様式第七号)により行うものとする。

(報告の徴収)

第六条 法第三十条第一項の規定による報告は、認定こども園運営状況報告書(別記様式第八号)により行うものとする。

2 規則第二十九条の知事の定める日は、六月三十日とする。

3 規則第二十九条第二号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 職員配置に関する事項
- 二 職員資格に関する事項
- 三 施設設備に関する事項
- 四 教育及び保育の内容に関する事項
- 五 保育者の資質向上等に関する事項
- 六 子育て支援に関する事項
- 七 管理運営等に関する事項

4 規則第二十九条第三号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 子どもの一日の活動内容
- 二 利用料に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年規則第二三号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年規則第四七号)

この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

附 則(平成二七年規則第四六号)

この規則は、公布の日から施行する。

(※様式省略)

- ・ 保育士等の配置に係る特例について（条例の概要）

## 保育士等の配置に係る特例について（条例の概要）

### 1 朝夕等の園児が少数となる時間帯における保育士等の配置に係る特例

園児の教育及び保育に従事する職員（以下「保育士等」という。）は常時2人を下回ることができないと規定されているが、朝夕等の園児が少数である時間帯においては、2人のうち1人は保育士等と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者にすることができることとする。

- ※ 児童福祉施設の設備及び運営に関する条例附則第11条
- ※ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例附則第7条
- ※ 認定こども園の認定の要件を定める条例附則2項

### 2 幼稚園教諭等の活用に係る特例

保育士等を幼稚園教諭（幼保連携型認定こども園を除く）、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者に代えることができることとする。

ただし、認定こども園においては、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者は、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

なお、養護教諭としての業務に従事している場合は、本特例の対象とはならない。

- ※ 児童福祉施設の設備及び運営に関する条例附則第12条
- ※ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例附則第8条
- ※ 認定こども園の認定の要件を定める条例附則3項及び4項

### 3 8時間を超えて保育を実施する場合の保育士等の配置に係る特例

8時間を超えて保育を行う場合、開所時間を通じて必要となる保育士等の数(A)が、その園の利用定員に応じた保育士等の数(B)を上回るときは、その差(A-B)の範囲で、保育士等と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者に代えることができることとする。

ただし、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

- ※ 児童福祉施設の設備及び運営に関する条例附則第13条
- ※ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例附則第9条
- ※ 認定こども園の認定の要件を定める条例附則5項

### 4 2及び3の特例を適用する場合における保育士等の必要数

2及び3の特例が適用された職員を配置できるのは、各時間帯において必要となる保育士等の3分の1までとする。

なお、乳児4人以上が利用する保育所及び幼保連携型認定こども園において、保健師、看護師又は准看護師を配置基準上の職員としている場合は、当該保健師等を含めて3分の1までとすること。

- ※ 児童福祉施設の設備及び運営に関する条例附則第14条
- ※ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例附則第10条
- ※ 認定こども園の認定の要件を定める条例附則6項

## 幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例の運用について

- 1 今回の特例は、恒久的な措置ではないこと。
- 2 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年栃木県条例第 43 号）附則第 7 条及び第 9 条に定める「知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者」については、以下のとおりとすること。  
なお、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこと。
  - ① 保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤で 1 年以上）
  - ② 家庭的保育者
  - ③ 子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者※ 県への申請等は不要とし、事業主体自らが要件等を満たしていることを書類等で確認すること。
- 3 同条例附則第 8 条に基づき、小学校教諭を保育教諭等に代えて置く場合は、小学校教諭の専門性を十分に発揮するという観点から、5 歳児を中心的に保育することが望ましいこと。  
なお、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこと。
- 4 同条例附則第 8 条又は第 9 条の特例を適用する際に、乳児 4 人以上が利用する幼保連携型認定こども園が保健師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）を配置基準上の職員として算定している場合、特例が適用された職員を配置できるのは当該保健師等を含めて 3 分の 1 までとすること。
- 5 特例適用のあった者については、保育士資格の取得を促すこと。
- 6 保育に直接的影響を及ぼさない事務的作業等は保育教諭等以外の者が行うなど、業務の見直しを行うこと。
- 7 公定価格の算定に当たっては、特例の適用があった者を保育教諭等とみなして必要な算定を行うこと。
- 8 特例を適用する場合は、設置者がその運用状況を正確に記録し、適正に管理すること。  
※ 設置者自らが、内部監査、行政監査等において、説明責任が果たせるよう書類の作成を行うこと。
- 9 各園における特例の運用状況については、国において把握を行うこととしているので、そのための調査等があった場合は、特段の御協力をお願いしたいこと。

## 2 通知、事務連絡関係

※ 添付省略